

## 上海・大連広域連携商談会を開催 ～中国で東京・東北の広域連携観光ルートをPR～

北京事務所

### 東京都と東北地方が初めてタッグを組んだ広域 PR 事業

2013 年 12 月、訪日旅行の一大市場である中国において、東京都と東北地方が連携し、大連・上海からの旅行商品造成と誘客を目的とした観光プロモーション事業が実施されました。12 月 3 日に大連、12 月 5 日に上海で実施された本事業は、訪日旅行先の人気ナンバーワンである東京都と、数次ビザ制度（注 1）が適用される東北地方が一体となって PR 活動を展開した初めての試みであり、観光庁のビジット・ジャパン地方連携事業の一つでもあります。クリア北京事務所の海外活動支援として、上海の観光プロモーションに参加しましたので、ご報告します。

#### 「東京・東北観光セミナー・商談会・情報交換会」事業概要

##### 1. 日時／場所

###### ①東京・東北観光セミナー・商談会（大連会場）

日時：2013 年 12 月 3 日（火）14:00～18:30／場所：大連フラマホテル

###### ②東京・東北観光セミナー・商談会（上海会場）

日時：2013 年 12 月 5 日（木）14:00～18:30／場所：花園ホテル

##### 2. 主催：東京都、宮城県、岩手県、福島県、公益財団法人東京観光財団、公益社団法人宮城県観光連盟、仙台空港国際化促進協議会、七十七銀行、国土交通省東北運輸局

##### 3. 中国側参加者：中国旅行会社、マスコミ関係者 大連：15 社 20 人、上海：21 社 32 人

### 個人旅行者をターゲットに、新幹線を使った旅行を提案

はじめに、参加した中国の旅行会社やマスコミ関係者向けに観光セミナーを実施しました。セミナーでは、東北数次ビザの対象となる富裕層や個人旅行者をターゲットに、新幹線のフリー切符（注 2）を使ったツアーを提案したほか、東京・東北主要都市の観光名所や温泉地、美食などを紹介しました。

続いて行われた商談会では、東京や宮城、福島の宿泊施設や旅行会社、自治体がブースをかまえ、旅行会社の担当者へ、PR 活動を展開しました。

そして最後に、日中の参加者全員で情報交換会を実施しました。宿泊券や名産品の当たるプレゼント抽選会もあり、最後まで大いに盛り上がりました。



宮城県の商談ブース

## 参加者からの評価の声と、今後の課題

参加した旅行社からは「東京と東北の組み合わせは新鮮で面白い」「団体旅行はバス移動が中心だが、個人旅行者であれば新幹線に興味を持つのではないか」「東北に宿泊すれば、数次ビザが取れるというのは、旅行者にとってインセンティブになる」「同じく数次ビザ対象となる沖縄県よりも、東北の方が東京からのアクセスが便利」といった反響がありました。一方で、「東京はみんなが行きたがる場所だが、東北地方は中国人にあまり知られていない」「原発事故による放射能の影響について、正しく現状を理解できていない中国人が多く、東北は旅行先として選ばれにくい」「数次ビザは査証が厳しいと聞いており、心配している」「通訳のない外国人旅行者の受け入れ態勢を充実させてほしい」といった声も上がり、今後の課題もあらためて浮き彫りになりました。

## 今こそ中国個人旅行者誘致のチャンス！広域連携で魅力的な観光 PR を

中国では、昨年 10 月に旅遊法が施行（注 3）され、団体旅行料金が高騰し、個人旅行者が増えています。特に、中国から東南アジアや韓国に向けた団体旅行料金の上げ幅が大きいことから、価格への影響が比較的小さいといわれる日本にとっては、今こそ誘客のチャンスだといえます。そうした時期に東京都と東北地方が連携し、ターゲットを絞った広域観光 PR を行うことができた意義は小さくありません。

中国人旅行者が日本を訪れる際は、滞在日数を長くとり、複数の地域の観光地を周遊することが一般的です。日本の各地域が、誘客のライバルではなく、パートナーとして連携することで、より魅力的な観光資源を提案できるのではないのでしょうか。

クレア北京事務所では、今後も広域観光 PR を積極的に支援していきたいと思えます。

(北中所長補佐 仙台市派遣)

---

注 1：2012 年 7 月 1 日から、東北三県（岩手県、宮城県、福島県）を訪問する中国人個人観光客で、十分な経済力を有する者とその家族に対し、数次ビザの運用が開始された。有効期間は 3 年で、その期間内であれば何回でも訪日できる。詳しくは[外務省 HP](#)を参照のこと。

注 2：JR 東日本が発売する、訪日旅行者向けフリー切符「JR EAST PASS」。5 日間、JR 東日本全線が乗り放題となる。詳しくは、[JR 東日本 HP](#)を参照のこと。

注 3：2013 年 10 月 1 日に、旅行者の権利保護を目的に施行された法律。主な内容として、ツアー行程に買い物を組み込むことや、旅行先でのオプションツアー販売などを禁止している。